



平成 30 年 8 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告への対応について

株式会社 F-Power
代表取締役 会長兼社長 埼玉 浩史
代表取締役 沖 隆

本日、当社は電力・ガス取引監視等委員会から「小売供給契約の変更に係る説明義務違反について（業務改善勧告）」（以下、「本業務改善勧告」と言います。）を受領しました。

本業務改善勧告は、当社が平成 29 年 11 月 1 日付で実施した、高圧・特別高圧の需要家に適用される当社の電力需給約款の条項のうち中途解約に伴う違約金の適用範囲等の変更（以下、「本件約款変更」と言います。）に関し、なされたものです。

1. 本件約款変更に関し当社が行った説明

当社は、本件約款変更に関し、平成 29 年 10 月 3 日に、当社ウェブサイトの「NEWS ニュースリリース」欄に、「2017. 10. 3. お知らせ 電力需給約款の改定」というリンクを掲示し、当該リンク先に、「電力需給約款の改訂について」と題する文書を掲載しました。同文書において、本件約款変更の内容については、公開場所として記載したリンク先を参照して頂くものとしており、同リンク先である「Q&A よくある質問」のページ末尾の「Q: 最新の約款内容について教えてもらえますか。」という項目の回答として、①変更前の当社電力需給約款の全文及び②変更後の当社電力需給約款の全文に加え、③「電力需給約款（11 月 1 日改訂）変更箇所」と題する文書が閲覧できるよう、これら 3 点のリンクを掲示しました。「電力需給約款（11 月 1 日改訂）変更箇所」と題する文書には、変更後の条項及び変更後の内容を表形式で記載しました。

また、高圧・特別高圧の需要家に適用される当社の電力需給約款において約款の変更の通知に関しては「ウェブサイト又は書面」によるものと定めておりますが、当社は、かかる当社ウェブサイトでの掲載に加え、電力料金等を確認するためのオンラインのシステムである「電力見える化サービス」を利用しているお客様に対しては、「電力見える化サービス」の「お知らせ」欄等に、上述の「電力需給約款の改訂について」と題する文書と同内容の通知文を掲載し、電子メールで、本件約款変更を通知しました。月次の電力料金請求書を郵送しているお客様に対しては、上述の「電力需給約款の改訂について」と題する文書を請求書に同封して通知をしました。

なお、本件約款変更については、既に平成 30 年 6 月 4 日以降に、当社ウェブサイトの掲載と該当のお客様に対する「電力見える化サービス」又は郵送による通知の方法により、「電力需給約款中途解約違約金条項の改訂に関するお知らせ（再掲）」と題する文書を掲載、郵送するなどして、本件約款変更につき、供給開始日から起算して 1 年未満の解約の場合のみならず、契約期間が延長された日から起算して 1 年経過後の解約についても違約金の支払を要することを明示して、再度の説明とさせて頂いているところです。

2. 本件業務改善勧告

本業務改善勧告は、本件約款変更について当社が平成 29 年 10 月初めに当初行った説明に関し、電力・ガス取引監視等委員会において本件約款変更に関する需要家の十分な理解の形成を図ることを怠ったものと評価せざるを得ないものとされ、なされたものです。

本件約款変更に関し当社が当初行った説明に関し、電力・ガス取引監視等委員会において、このように評価をせざるを得ないものとされたことについて、当社は、深く反省し、今後このような事案が発生しないよう、自ら主体的に取り組む所存です。

3. 今後の対応

当社は、本業務改善勧告に基づき、当社の電力需給約款の変更に係る需要家に対する説明方法の改善措置及び役職員に対する改善内容の周知徹底等を図っているところであり、このたびの勧告内容に対して適切に対応してまいります。

(電力・ガス取引監視等委員会からの勧告内容)

1 株式会社 F-Power (以下「F-Power」という。)は、今後、電気事業法第 2 条の 13 第 1 項の規定に違反することがないように、需要家に対する説明方法の改善、役職員に対する改善内容の周知徹底等必要な措置を講ずること。

2 F-Power は前記 1 に基づいて講じた措置について、自社が小売供給契約を締結している需要家に通知すること。

3 F-Power は、前記 1 及び 2 に基づいて講じた措置について、平成 30 年 9 月 10 日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

以上